

関西学院ベンチャー新月会 会則

(名称)

第1条 本会は、関西学院ベンチャー新月会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員間の継続的関係を促進し、会員相互の親睦と理解を図るとともに、関西学院の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は次の者をもって組織する。
関西学院同窓の起業家（起業を志す者）で、幹事会が適当と認めた者

(事務局)

第4条 本会の事務局は、ライク株式会社東京本社内に置く。

(役員)

第5条 本会は、役員として会長1名の他、副会長、幹事長、幹事等相当の役員若干名を置く。

2 役員は総会の決議により選出する。

(役員の任期)

第6条 本会の役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(会議)

第7条 本会に次の会議を置く。

- | | |
|--------|------------|
| 1. 総会 | 年1回 |
| 2. 幹事会 | 必要に応じ会長が招集 |
| 3. 懇親会 | 年2回 |

2 総会は全会員をもって構成する。

3 幹事会は本会の執行機関として、第5条に規定された役員をもって構成する。

4 関西学院同窓会評議員は幹事会で選出する。

(会費)

第9条 本会を運営するために必要な経費は、年1回徴収する会費をもって充当する。
ただし、本会の目的遂行のために、幹事会の提案により特別会費を徴収する場合がある。

(会計年度)

第10条 本会の会計は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は幹事会において定める。

(付則)

1 この会則は、2019年11月13日より施行する。

2 設立時の役員は、第5条第2項の規定に関わらず別表のとおりとする。

3 この会則は、2020年6月16日より改正施行

別表 設立時役員名簿

役職名	氏名
会 長	岡本 泰彦
副会長	真田 哲弥
副会長	西江 肇司
幹事長	高谷 康久
幹 事	岩田 進
幹 事	山根 太郎